

北九州広域都市計画地区計画の変更(北九州市決定)

都市計画北九州学術研究都市北部地区地区計画を次のように変更する。

名 称	北九州学術研究都市北部地区地区計画	
位 置	北九州市若松区大字塩屋、大字小敷、大字払川、小敷ひびきの二丁目、塩屋二丁目、塩屋三丁目及びひびきの北並びに八幡西区大字本城、本城学研台二丁目及び本城学研台三丁目地内	
面 積	約145. 6ha	
地区計画の目標	<p>当地区は、北九州市の副都心黒崎の北西約5kmに位置し、若松区の西部から八幡西区折尾に至る丘陵地にあり、大学、研究所及び産学協同施設や住宅地等からなる学術・研究都市の計画がなされ、計画実現に向けて、整備が進められている。</p> <p>また、貴重な動植物の生息が確認されており、生息環境の整備の観点からも自然が豊富で緑豊かな地区としての整備も進められている。</p> <p>当地区では、地区計画を決定することにより、既存溜池や里山及び宅地内緑地を含めた現況緑地を保全し、地区外周辺との緑のネットワークづくりを図るとともに、南部地区の「オープンキャンパスタウン」と連携することにより、緑豊かなゆとりある環境に育まれた学術・研究のまちづくりを進めるものとする。</p>	
区域の整備開発及び保全の方針	土地利用の方針	北九州学術研究都市北部地区は、産学協同施設と住宅地等による賑わいと良好な住環境の形成を進める。このため、本地区を特性に応じて区分し、土地利用に関する方針を次のように定める。 住宅専用地区：低層住宅を主体とした、環境に配慮した住宅区域としての土地利用を進める。 病院施設地区：既存の病院を中心とした、福祉・医療区域としての土地利用を進める。 沿道地区：学術研究都市の生活利便区域としての土地利用を進める。 大学・関連施設地区：大学、研究所及び産学協同施設等を主体とした区域としての土地利用を進める。
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び4区分した土地利用の方針に基づいた良好な市街地環境の形成及び保全を図るため、建築物等の用途、建築物の敷地面積、壁面の位置など必要な制限を行う。

地区施設の配置及び規模				緑地	約9.6ha(大学・関連施設地区内)	
区分	地区名稱	地区の面積	住宅専用地區	病院施設地区	沿道地区	大学・関連施設地区
			建築できる建築物は次に掲げるものとする。			
1 住宅	1 住宅	約166.2ha	建築できる建築物は次に掲げるものとする。			
2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち建築基準法施行令第130条の3に掲げるもの	約166.2ha	建築できる建築物は次に掲げるものとする。			
3 共同住宅	3 共同住宅		1 学校(幼稚園、専修学校及び各種学校を除く。)、図書館その他これらに類するもの(集会所及び公民館を除く。)	約5.3ha	建築できる建築物は次に掲げるものとする。	
4 学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)	4 学校		2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち建築基準法施行令第130条の3に掲げるもの	約16.2ha	1 住宅、共同住宅又は寄宿舎(いすれも学生、教員又は大学・関連施設地区若しくは北九州学術研究都市南部地区地区計画大学・関連施設地区で業務に従事する者等の居住の用に供するものに限る。)	
5 保育所	5 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの		3 自動車車庫(建築物に附属するものを除く。)		2 住宅で工場の用途を兼ねるもの(学生、教員又は学校、研究所若しくは研修所に従事する者等が研究又は研修を行ったための工場に限る。)	
6 集会所又は公民館	6 集会所又は公民館		4 自動車教習所		3 学校又は図書館	
7 神社、寺院、教会その他これらに類するもの(換地前より既に建っているものに限る。)	7 神社、寺院、教会その他これらに類するもの(換地前より既に建っているものに限る。)		5 畜舎		4 研究所又は研修所	
8 診療所	8 診療所		6 保育所		5 集会所又は公民館	
9 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物	9 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物		7 診療所		6 保育所	
10 前各号の建築物に附属するもの	10 前各号の建築物に附属するもの		8 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物		7 巡査派出所、公衆電話所、郵便局、消防署その他事務所	
11 病院	11 病院		9 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物		8 巡査派出所、公衆電話所、郵便局、消防署その他事務所	
12 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの	12 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの		10 店舗		9 事務所	
13 前各号の建築物に附属するもの	13 前各号の建築物に附属するもの		11 店舗、飲食店その他これらに類するもの		10 店舗、飲食店その他これらに類するもの	
			12 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの		11 店舗、飲食店その他これらに類するもの	
			13 前各号の建築物に附属するもの		12 ホテル又は旅館	
			14 ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2に掲げる運動施設		13 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物(いすれも研究又は研修に限る。)	
			15 劇場、映画館、演芸場又は観覧場		14 ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2に掲げる運動施設	
			16 前各号の建築物に附属するもの		15 劇場、映画館、演芸場又は観覧場	
					16 前各号の建築物に附属するもの	
建築物の敷地面積の最低限度		200m ² ただし、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物についてはこの限りでない。				
壁面の位置の制限		—				
建築物等の形態又は意匠の制限	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱及び屋根の色は、周辺の環境に調和した落ち着いたものとする。 2 広告物又は看板類の表示は、自己の用に供するものとする。		1 建築物の外壁又はこれに代わる柱及び屋根の色は、周辺の環境に調和した落ち着いたものとする。 2 高架水槽等の屋上設備は、ルーバー等で覆い、外部から見えないようにする。 3 広告物又は看板類の表示は、自己の用に供するものとする。		1 建築物の外壁又はこれに代わる柱及び屋根の色は、周辺の環境に調和した落ち着いたものとする。 2 高さ60cm以下の基礎の上に透視可能なネットフェンス等と植栽を組み合わせたもの	
垣又はさくの構造の制限	1 生垣 2 高さ60cm以下の基礎の上に透視可能なネットフェンス等と植栽を組み合わせたもの		1 建築物の外壁又はこれに代わる柱及び屋根の色は、周辺の環境に調和した落ち着いたものとする。 2 高さ60cm以下の基礎の上に透視可能なネットフェンス等と植栽を組み合わせたもの		1 生垣 2 高さ60cm以下の基礎の上に透視可能なネットフェンス等と植栽を組み合わせたもの	

地区整備計画
建築物等に関する事項

「区域、地区の区分及び壁面の位置は計画図表示のとおり」

注 本地区計画において定める敷地面積の最低限度の規定は、北九州学術・研究都市北部土地地区画整理事業に係る土地区画整理法第98条第1項の規定により指定された仮換地（同法第103条第4項の規定による換地処分の公告がなされたときは、当該換地処分に係わる換地。）で地積が $200m^2$ 未満のものについて、その全部を一の敷地として使用する場合においては適用しない。ただし、同規定に適合するに至った場合は、この限りでない。

理由 大学・関連施設地区において、先端企業の誘致を積極的に進めており、その中で一定規模のまとまった事業用地の確保を求められている。
施設の立地や配置等を検討した結果、地区施設の隣地の一部を事業用地として活用する必要が生じたため、縁地の区域変更を行うものである。

当初： 平成17年12月7日告示 第756号 记載（最終）： 令和6年2月7日告示 第44号

北九州広域都市計画 北九州学術研究都市北部地区地区計画の変更(北九州市決定)

S = 1/6,000

計画図

